項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等	限度額等
三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇五・四四号に掲げる物品	タイ	一、六二一、〇二〇千円
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	インド	二二、〇五一、九四五千円
六八	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうちニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの	インドネシア	一、五七五、四一五千円

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年二月

○財務省告示第百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十二年度における限度額等を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項に規定する限度額等は、次の表の各項の中欄に掲げる品目の区分に応じ、当該各項の下欄に定める額又は数量とする。

項名	品目	限度額等
一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち三酸化アンチモン	二、九八九、一〇五キログラム
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二の㈢に掲げる物品のうち水銀の炭化物	八二四、二五五千円
三	関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品	一、一三〇、五三〇千円
四	関税率表第二九〇六・一一号に掲げる物品	二八六、二三四千円
五	関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品	一八五、一六六千円
六	関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品	一〇、一三九千円
七	関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品	一、〇六四、〇九四千円
八	関税率表第三三〇一・二五号の一の㈡に掲げる物品	四四、六八三千円
九	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	一、一七四、五八七千円
一〇	関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品	一三、九八八、九一六千円
一一	関税率表第三五〇五・一〇号の二又は第三五〇五・二〇号に掲げる物品	一九九、二七〇千円
一二	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	一、六二一、〇二〇千円
一三	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九一一・一〇号に掲げる物品のうち塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうちポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	二二、〇五一、九四五千円
一四	関税率表第三〇〇六・九一号及び第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうちストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	一、五七五、四一五千円
一五	関税率表第四一一四・二〇号に掲げる物品	一六、一六三千円
一六	関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・四一一号の一の㈡及び二、第四一〇六・一一二号の一、第四一〇七・一一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一一三・一〇号の二の㈠並びに第四一一四・二〇号の二の㈠並びに第四一一四・二〇号に掲げる物品を除く。）	二、〇一〇、五三二千円
一七	関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・二二号、第四二九号、第四二〇二・三二号、第四二〇二・九一号、第四二〇二・九二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品	八、〇一一、八六七千円
一八	関税率表第四二〇五・〇〇号の二又は第九三〇五・九九号の一に掲げる物品	七四七、七八三千円
一九	関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）	五四五、三七一千円
二〇	関税率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品のうち羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	六三〇、四二九千円
二一	関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	一、三六四、八〇五千円
二二	関税率表第四四〇三・九九号の一に掲げる物品	二五六、〇一〇千円